

地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務 仕様書

1 業務の名称

地域イノベーション拡大推進に係るインテリジェンス機能支援業務

2 業務の目的

地方独立行政法人山口県産業技術センター イノベーション推進センターと連携し、地域イノベーション拡大推進を目指して、事業化を見据えた市場分析や市場戦略等の専門的知見により、研究開発等に取り組む県内ものづくり企業等の発掘から研究開発プロジェクト創出までを支援する。

3 業務の内容

- (1) イノベーション推進センター所属のイノベーション・プランナー（以下、「IP」という。）やコーディネーター（以下、「CD」という。）が実施する、企業ヒアリング、研究開発テーマ検討、事業化構想策定等の活動に対する次の支援を行う。
 - ・新規研究開発テーマの創出等に資する経済社会情勢、先進技術及び技術課題を解決できる企業等の各種情報の提供や助言
 - ・企業訪問等への同行
 - ・地域金融機関等との連携
- (2) 県内ものづくり企業等が取り組む研究開発等プロジェクト創出に向けた伴走支援により、具体的な研究開発プロジェクトを3件程度創出する。
- (3) 研究開発等に取り組む県内ものづくり企業等の新規発掘をIP及びCDと連携して行う。
- (4) その他、本業務に付随する業務を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月14日まで

5 事業実施の条件

- (1) 業務の遂行に際し、業務責任者を選任するとともに、業務推進体制及び業務推進計画等を作成し委託者に報告すること。
- (2) 業務責任者は、進捗を適正に管理するとともに、委託者が別に定める方法により、定期的に業務実施状況を報告すること。
- (3) 実施内容の詳細については、事前に委託者と協議の上、決定すること。
- (4) 委託業務終了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (5) 本仕様書に反した場合は、契約額の一部又は全部を返還させることがある。
- (6) 業務遂行の過程及び結果において受託者が企画・提案した内容に係る知的財産権や、成果品の著作権はすべて委託者に移転又は帰属するものとする。

6 委託料の支弁の対象となる経費

(1) 支弁の対象となる経費

本業務を遂行するために必要な経費のうち、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。対象となる主な経費は次のとおり。

- ① 謝金 講師への謝金等
- ② 人件費 受託者の従業員が当該業務に従事した分に係る給料、手当、社会保険料等
- ③ 消耗品費 各種事務用品、テキスト作成等に係る印刷製本費等
- ④ 旅費交通費 講師及び受託者の従業員の費用弁償旅費
- ⑤ 通信運搬費 広告料等
- ⑥ 賃借料 機材借上料、会場借上料、バス借上げ料等
- ⑦ 雑費 上記①から⑥に含まれないその他の雑費
- ⑧ 一般管理費 当該委託業務に関する管理費用
- ⑨ 上記①から⑧に係る消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 支弁の対象とならない経費

次に掲げる経費は対象外とする。

- ① 国、地方公共団体等の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ② 土地、建物等を取得するための経費
- ③ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ④ 講座受講者に係る経費（交通費、日当等）
- ⑤ 飲食に係る経費
- ⑥ 当該事業との関連性が認められない経費

7 委託料の返還

委託者は、受託者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができる。

8 その他

(1) 個人情報取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

9 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。